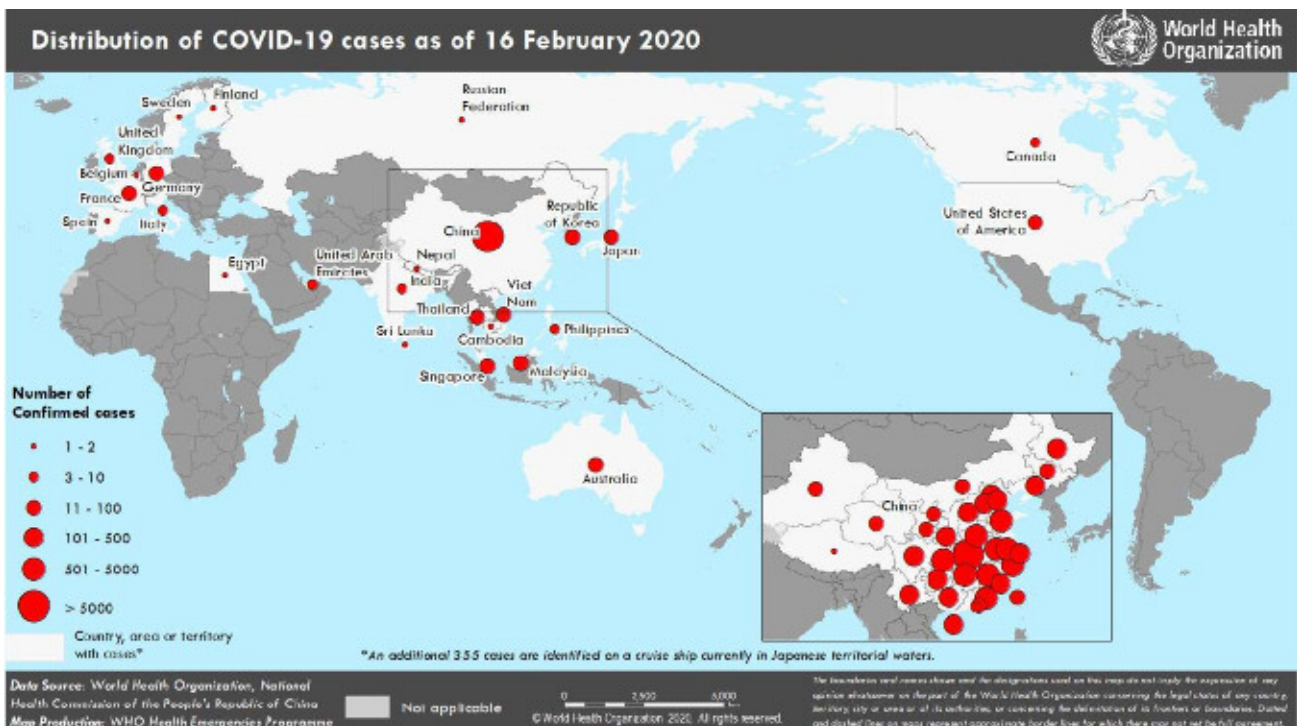


## 新型コロナウイルス感染症情報

### 1 発生状況（令和2年2月17日現在）

WHO の報告によると、全世界で患者が 90,914 名（うち死者 1,774 名）確認されています。その多くが中華人民共和国湖北省で、70,548 名が確認されています。

厚生労働省の発表によると、国内では、患者及び無症状病原体保有者 46 名（うち死者 1 名）が確認されています。その他、2月3日より横浜港にて検疫を実施しているクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」について、陽性が確認されたのは、延べ 1,723 名中 454 名となっています。（以下の WHO レポート図は 2/16 時点）



以下ホームページにて、ジョンズ・ホプキンス大学（アメリカ合衆国）にて作成している患者推移データを見ることができます。

■ Coronavirus COVID-19 Global Cases by Johns Hopkins CSSE

URL : <https://gisanddata.maps.arcgis.com/apps/opsdashboard/index.html#/bda7594740fd40299423467b48e9ecf6>

### 2 感染が疑われる患者の要件

以下のいずれかとなりましたので、参考にお知らせします。

- (1) 発熱または呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈するものであって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴（※1）があるもの
- (2) 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前 14 日以内に WHO の公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域（※2）に渡航又は居住していたもの
- (3) 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前 14 日以内に WHO の公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴があるもの

- (4) 発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的見地に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し（法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症に相当）、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したもの

※1 濃厚接触とは、次の範囲に該当するものである。

- ・新型コロナウイルス感染症が疑われるものと同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む。）があったもの
- ・適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの
- ・新型コロナウイルス感染症が疑われるものの気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高いもの

※2 令和2年2月13日現在、WHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域は中華人民共和国湖北省及び浙江省をいう。

### 3 新型コロナウイルスに関する相談窓口

新型コロナウイルス感染症への市民の不安軽減、感染拡大時の対応や、適切な医療機関への受診案内を行うため、以下のとおり、感染が疑われる市民からの相談体制を整えておりますが、さらに体制強化を図るため、2月14日（金）から専用の「一般相談窓口」を設置しました。

本件については、2月13日（木）にプレスリリースを実施しました。

### 4 感染症対策の徹底

前回通知（令和2年1月24日付け札幌感第1629号保健所長通知）から引き続き、手洗い、咳エチケット、消毒等の感染予防策を徹底してください。

また、当課ホームページに庁舎内で使える掲示物等を掲載いたしましたので、ご利用ください。

#### ■新型コロナウイルス感染症

URL: <http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/flkansen/2019n-cov.html>

札幌市公式ホームページ「保健・福祉・子育て」>「健康（からだ・こころ）」>「感染症・予防接種」>「感染症」>「医療従事者（医師・獣医師等）の皆様へ」



## 5 新型コロナウイルス感染症に関するホームページ

現在、本件に関して、ポータルサイト化しておりますので、各局(区)において、本件に係るページや掲載等がございましたら御連絡ください。当該ホームページにリンクを掲載させていただきます。

### 【ポータルサイト】

#### ■新型コロナウイルス感染症について

([http://www.city.sapporo.jp/kinkyu\\_202002.html](http://www.city.sapporo.jp/kinkyu_202002.html))

ホーム > 新型コロナウイルス関連肺炎について

※ホーム画面の「重要なお知らせ」より閲覧することができます。

## 6 行政検査

1月29日(水)より、本市衛生研究所にて行政検査を実施できるようになりました。

上記2に合致する疑い患者が発生した場合には、医療機関において検体を採取し、本市衛生研究所にて検査を実施いたします。

## 7 国際協力

国際部において、友好都市である中国瀋陽市へ、当課で備蓄している个人防护具500セットを寄贈しました。



### 【感染症対策の主目的】

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、流行のピークをできる限り遅らせ、また患者数の急激な増加を抑えることにより、医療体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、必要な患者が適切な治療を受けられるようにする。
- (2) 地域での感染拡大防止策により、欠勤者の数を減らし、生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

